

岩手県医療局管理規程第8号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(本庁の分課及びその分掌事務)</p> <p>第2条 本庁に次の課及び室を置く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 病院改革室</u></p> <p>2 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p>	<p>(本庁の分課及びその分掌事務)</p> <p>第2条 本庁に次の課及び室を置く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 医師支援推進室</u></p> <p>2 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 県立病院等事業の総合的な企画及び調整に関すること</u></p> <p><u>(2) 県立病院等長期経営計画の推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 県立病院等事業の経営計画に関すること。</u></p> <p><u>(4) 病院の経営指導に関すること。</u></p> <p><u>(5) 病院業務の調査及び統計に関すること。</u></p> <p><u>(6) 県立病院運営協議会に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) [略]</p> <p>(28) [略]</p>

3 [略]

4 業務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 病院業務の調査及び統計に関すること（病院改革室の
主管に属するものを除く。）。

(9)～(14) [略]

5 [略]

6 病院改革室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県立病院等事業の総合的な企画及び調整に関すること

(2) 県立病院等長期経営計画の推進に関すること。

(3) 県立病院等事業の経営計画に関すること。

(4) 病院の経営指導に関すること。

(5) 病院業務の調査及び統計に関すること。

(6) 県立病院運営協議会に関すること。

(7) 医師の確保、人事及び研修に関すること。

(病院改革室長、経営改革監及び医師対策監)

第4条 病院改革室に病院改革室長を置く。

2 病院改革室に経営改革監及び医師対策監を置く。

3 病院改革室長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、病院改革室の事務を掌理する。

4 経営改革監は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第2条第6項に掲げる病院改革室の分掌事務のうち同項第1号から第6号までに掲げる事務を掌理するとともに、病院改革室長に事故があるとき、又は病院改革室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。

5 医師対策監は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第2条第6項に掲げる病院改革室の分掌事務のうち同項第7号に掲げる事務を掌理するとともに、病院改革室長に事故があるとき、又は病院改革室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。

(総括課長、担当課長及び特命課長)

第5条 [略]

2～4 [略]

5 担当課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務（第7条第1項の薬事指導監等を置く課にあつては、薬事指導監等の事務に係る職務を除く。）を代理する。

3 [略]

4 業務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 病院業務の調査及び統計に関すること（管理課の主管に属するものを除く。）。

(9)～(14) [略]

5 [略]

6 医師支援推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

医師の支援及び確保並びに人事、処遇及び研修に関すること。

(医師支援推進室長及び医師支援推進監)

第4条 医師支援推進室に医師支援推進室長を置く。

2 医師支援推進室に医師支援推進監を置く。

3 医師支援推進室長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、医師支援推進室の事務を掌理する。

4 医師支援推進監は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、医師支援推進室の事務を掌理するとともに、医師支援推進室長に事故があるとき、又は医師支援推進室長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総括課長、担当課長及び特命課長)

第5条 [略]

2～4 [略]

5 担当課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務（第7条第1項の医事企画指導監等を置く課にあつては、医事企画指導監等の事務に係る職務を除く。）を代理する。

6 [略]

(薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導

)

第7条 業務課に薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監（以下「薬事指導監等」という。）を置く。

2 薬事指導監等は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、業務課の事務のうち、業務課長があらかじめ定める事務を掌理し、又は業務課の事務で特に命ぜられた事項を処理するとともに、業務課長に事故があるとき、又は業務課長が欠けたときは、担当する事務についてその職務を代理する。

(病院の組織)

第12条 [略]

2～9 [略]

10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院、久慈病院及び磐井病院に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、大船渡病院及び磐井病院に医療情報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、大船渡病院、胆沢病院及び磐井病院に緩和医療科を、大船渡病院、久慈病院、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。

11～14 [略]

15 宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に医療安全管理室を置く。

16 [略]

(病院の分掌事務)

第12条の2 [略]

2～36 [略]

37 [略]

38 [略]

(課長等)

第21条 別表第4に掲げる課に課長及び主査を、係に係長を置く。

6 [略]

(医事企画指導監等)

第7条 業務課に医事企画指導監、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監（以下「医事企画指導監等」という。）を置く。

2 医事企画指導監等は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、業務課の事務のうち、業務課総括課長があらかじめ定める事務を掌理し、又は業務課の事務で特に命ぜられた事項を処理するとともに、業務課総括課長に事故があるとき、又は業務課総括課長が欠けたときは、担当する事務についてその職務を代理する。

(病院の組織)

第12条 [略]

2～9 [略]

10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院、久慈病院及び磐井病院に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、大船渡病院、中部病院、磐井病院及び二戸病院に医療情報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、大船渡病院、胆沢病院、中部病院及び磐井病院に緩和医療科を、大船渡病院、久慈病院、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。

11～14 [略]

15 宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に医療安全管理室を置く。

16 中部病院に感染管理室を置く。

17 [略]

(病院の分掌事務)

第12条の2 [略]

2～36 [略]

37 感染管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

感染管理に関すること。

38 [略]

39 [略]

(課長等)

第21条 別表第4に掲げる課に課長を、係に係長を置く。

2 [略]

3 中央病院の医療情報管理企画部の業務企画室に業務企画主査を置く。

4 中央病院の医療情報管理企画部の業務企画室に、特に必要がある場合においては、主任主査を置くことがある。

5 課を置かない病院の事務局に必要に、必要に応じ主査を置くことがある。

6 課長又は室長の職務については、第5条第3項の規定を準用する。

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 課を置かない事務局の主任の職務については、第10項の規定を準用する。

(地域診療センター)

第24条 [略]

2・3 [略]

4 地域診療センターに事務長を置く。

5 地域診療センターに、必要に応じ、地域医療支援主査を置くことがある。

6 地域診療センターに看護総括師長を置く。

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 事務長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、地域診療センターの所属事務を処理する。

11 主査の職務については、第9条第2項の規定を準用する。

12 看護総括師長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、地域診療センターの所属事務を処理する。

別表第1 (第5条関係)

課及び室	担当課長
管理課	総務担当課長 施設担当課長
[略]	

別表第2 (第12条関係)

2 [略]

3 病院の医療情報管理企画部の業務企画室又は課を置かない事務局に、特に必要がある場合においては、主任主査を置くことがある。

4 中央病院の医療情報管理企画部の業務企画室及び病院の事務局に、必要に応じ、主査を置くことがある。

5 課長又は室長の職務については、第5条第4項の規定を準用する。

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 課を置かない事務局の主任の職務については、第8項の規定を準用する(主任主査及び主査を置かない場合に限る。)

(地域診療センター)

第24条 [略]

2・3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

別表第1 (第5条関係)

課	担当課長
管理課	計画担当課長 総務担当課長 施設担当課長
[略]	

別表第2 (第12条関係)

1 [略]

2 岩手県立中央病院以外の病院

病院名	診療科
[略]	
岩手県立胆沢病院	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、 <u>呼吸器外科</u> 、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
岩手県立花巻厚生病院	内科、血液内科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、 <u>第1外科</u> 、 <u>第2外科</u> 、整形外科、形成外科、 <u>第1脳神経外科</u> 、 <u>第2脳神経外科</u> 、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科
岩手県立北上病院	内科、精神科、神経内科、 <u>第1呼吸器科</u> 、 <u>第2呼吸器科</u> 、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、 <u>皮膚外科</u> 、泌尿器科、産婦人科、 <u>第1眼科</u> 、 <u>第2眼科</u> 、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科
[略]	
岩手県立南光病院	第1精神科、第2精神科、第3精神科、第4精神科、神経科、リハビリテーション科
[略]	

別表第3（第12条の2関係）

[略]	
北上病院	花巻厚生病院 東和病院
[略]	

別表第4（第13条、第21条関係）

病院名	課	係及び主査
岩手県立中央病院	総務課	総務係、用度係、 <u>施設係</u>

1 [略]

2 岩手県立中央病院以外の病院

病院名	診療科
[略]	
岩手県立胆沢病院	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、 <u>第1呼吸器外科</u> 、 <u>第2呼吸器外科</u> 、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
岩手県立中部病院	総合診療科、内科、血液内科、精神科、心療内科、神経内科、 <u>第1呼吸器内科</u> 、 <u>第2呼吸器内科</u> 、消化器内科、糖尿病・代謝内科、 <u>第1循環器内科</u> 、 <u>第2循環器内科</u> 、腫瘍内科、小児科、 <u>第1外科</u> 、 <u>第2外科</u> 、乳腺外科、整形外科、形成外科、 <u>第1脳神経外科</u> 、 <u>第2脳神経外科</u> 、呼吸器外科、皮膚科、 <u>第1泌尿器科</u> 、 <u>第2泌尿器科</u> 、産婦人科、 <u>第1眼科</u> 、 <u>第2眼科</u> 、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科
[略]	
岩手県立南光病院	第1精神科、第2精神科、第3精神科、第4精神科、 <u>第5精神科</u> 、 <u>第6精神科</u> 、神経科、リハビリテーション科
[略]	

別表第3（第12条の2関係）

[略]	
中部病院	東和病院
[略]	

別表第4（第13条、第21条関係）

病院名	課	係
岩手県立中央病院	医事経営課	医務係
	総務課	総務係、用度係、 <u>施設係</u>

	<u>医事課</u>	<u>医務係、医事管理</u> <u>主査</u>			
<u>岩手県立大船渡病院</u>	<u>総務課</u>	<u>総務係、管財係、</u> <u>地域医療支援主査</u>	<u>岩手県立宮古病院</u>	<u>医事経営課</u>	<u>医務係</u>
<u>岩手県立磐井病院</u>			<u>岩手県立大船渡病院</u>	<u>総務課</u>	<u>総務係、管</u> <u>財係</u>
<u>岩手県立二戸病院</u>	<u>医事課</u>	<u>医務係、医事管理</u> <u>主査</u>	<u>岩手県立胆沢病院</u>		
			<u>岩手県立中部病院</u>		
<u>岩手県立北上病院</u>	<u>総務課</u>	<u>総務係、管財係、</u> <u>地域医療支援主査</u>	<u>岩手県立久慈病院</u>		
	<u>医事課</u>	<u>入院係、外来係</u>	<u>岩手県立磐井病院</u>		
<u>岩手県立宮古病院</u>	<u>総務課</u>	<u>総務係、管財係</u>	<u>岩手県立釜石病院</u>		
<u>岩手県立胆沢病院</u>	<u>医事課</u>	<u>医務係、医事管理</u> <u>主査</u>	<u>岩手県立二戸病院</u>		
<u>岩手県立久慈病院</u>					
<u>岩手県立釜石病院</u>					
<u>岩手県立花巻厚生病</u> <u>院</u>	<u>総務課</u>			<u>医事経営課</u>	
<u>岩手県立遠野病院</u>	<u>医事課</u>		<u>岩手県立遠野病院</u>	<u>総務課</u>	
<u>岩手県立南光病院</u>			<u>岩手県立南光病院</u>		
<u>岩手県立江刺病院</u>			<u>岩手県立江刺病院</u>		
<u>岩手県立千厩病院</u>			<u>岩手県立千厩病院</u>		
<u>岩手県立大東病院</u>			<u>岩手県立大東病院</u>		
<u>岩手県立大槌病院</u>			<u>岩手県立大槌病院</u>		
<u>岩手県立軽米病院</u>			<u>岩手県立軽米病院</u>		
<u>岩手県立一戸病院</u>			<u>岩手県立一戸病院</u>		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。